

令和7年度 第1回流山市福祉施策審議会会議録

日時

令和7年8月6日（水）午後2時00分～3時40分

場所

流山市役所第1庁舎4階 第1・第2委員会室

出席委員

鎌田会長 中職務代理者 石幡委員 小野寺委員 河原委員
平井委員 中久木委員 南委員 山本委員 萩原委員
福山委員 久富委員 中野委員

欠席委員

肥田委員 小林恵一委員 小林葉子委員 国府委員 東ヶ崎委員

出席職員

伊原健康福祉部長 宮澤健康福祉部次長兼介護支援課長
杉崎社会福祉課長補佐 時田高齢者支援課長 坂本障害者支援課長
石山児童発達支援センター所長 渡邊健康増進課長

健康増進課

矢代課長補佐 岸川課長補佐 小谷課長補佐 加藤主査保健師
川島主任主事

事務局（福祉政策課）

田村福祉政策課長 小西福祉政策係長 磯田主事 關口主事

傍聴者 なし

その他の参加者 手話通訳者2名

諮問

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

議題

- (1) 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- (2) その他

資料

- ・「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について(諮問)
(写)
- ・資料1 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- ・資料2 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)
- ・流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関する事前質疑・意見等

議事録(概要)

《配付資料確認》

(小西福祉政策係長)

本日はお忙しい中、令和7年度第1回流山市福祉施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、式次第に沿って、第1回福祉施策審議会を進めさせていただきます。時間は2時間を予定していますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、人事異動により、今年度新たに委員になられた方のご報告をさせていただきます。「千葉県柏児童相談所 主席児童福祉司兼次長の小林 葉子(こばやし ようこ)様」です。なお、小林様は本日も欠席の連絡をいただいております。

続きまして、市長から、「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について諮問いたします。

(井崎市長)

《諮問書一部読み上げ》

(小西福祉政策係長)

井崎市長より、改めてご挨拶申し上げます。

(井崎市長)

お忙しい中また暑い中、審議会にご出席いただきありがとうございます。流山市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に市町村行動計画の策定が義務づけられたことから、平成27年9月に「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の対応経験や、関連する法改正等も踏まえ、令和6年7月、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すために、国の計画の抜本的な改定が行われ、千葉県においても令和7年3月に県計画の改定が行われました。

新型コロナウイルス感染症は、本市においても急速に感染が拡大し、家庭生活のみならず、社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。その時の対応経験を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と、市民をはじめ関係者への必要な情報発信を確実に行う必要があります。

本市の計画の改定を行うにあたり、鎌田会長はじめ委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきたくお願いいたします。いつ、どのような形で来るかわからない次の感染症に備えて、市民の安全のためにお力添えをいただきますよう、改めてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(小西福祉政策係長)

ありがとうございました。

なお、市長は公務の都合によりここで退席させていただきます。

【市長退室】

(小西福祉政策係長)

それではこれより、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1

項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鎌田会長お願いいたします。

（鎌田会長）

本日も大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま市長から、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について諮問をいただきました。新型インフルエンザ対策につきましては、平成27年に行動計画を策定する際にも、当審議会に諮問をいただいております。その時は、まだ私たちはコロナ禍を経験しておりませんでした。今回はその見直しという位置づけですが、私たち一人ひとりが新型コロナウイルスのまん延という事態に直面した後の、最初の対策行動計画の見直しということになりますので、その経験を踏まえたより現実的な計画策定に向けて、皆様の積極的なご意見をいただきたいと思います。

なお、今回を含め2回のご審議で答申を固めていただくという予定になっておりますので、皆様遠慮なさらず、本日のうちに活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事に先立ち、本日の出席委員は13名で、委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づいて、会議は成立していることをご報告します。なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。本日は傍聴者の方々のお申し出はありませんので、このまま議事に移りたいと思います。

《諮問書全文読み上げ》

先ほども申し上げましたが、今回諮問していただいている議題につきましては、今回と次回の計2回の審議会で審議をした後、答申をさせていただく予定となっております。そのため、本日と次回の審議で福祉施策審議会としての意見が集約できるよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは、議題（1）流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、説明をお願いします。

（渡邊健康増進課長）

《資料1 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

説明》

本計画の素案は資料２にて配付しておりますので、詳細は資料２をご覧ください。

（鎌田会長）

それでは、只今の説明にご質問やご意見はありますでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

事前に委員の皆様から質疑や意見等を頂戴しておりましたので、それに対する現状においてのお答えを、本日の資料として委員の皆様にお配りさせていただきました。

こちらの計画については、ほとんどが市の職員や市の責務を明確にすることで、市としてどのように取り組むのかということを目的として作っているものですが、例えばまん延防止の状況になった時に、具合が悪い状況で人と会うことを控えていただいたり、ご高齢の方と会う時にはなるべくマスクの着用をお願いしたり、市民の皆様にもご協力をしていただいたことが多々ありました。新型コロナウイルスの感染が拡大していた時は、経済自体も止まってしまったり、私たち自身もジャングルの中を押し進んで行くような思いで様々なことをやってきた中で、そこで得た教訓等を今回盛り込んでいると思っています。

平時からの備えが大事であること、いつ起こるかわからない感染症に対して、絶えず、私たち職員もですが、市民の方にも平時から予防の観点、状況に応じたマスクの着用や手指消毒を行う習慣化等をご協力いただきますので、本日審議会にお諮りして、パブリックコメントを行い、この計画の改定をすることで、市民の方にもこの計画に基づいて市が取り組んでいることや、市民としてやることはこれだという啓発に繋がるといいなと思っています。どんなご意見でも私たちの気づきになる部分があるかもしれないので、よろしくお願いします。

（石幡委員）

資料１の４ページ、７ 市民生活及び市民経済の安定の確保について、「必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備を呼びかける」とありますが、

具体的にはどのような準備をするのでしょうか。例えば、災害が起きた場合のように、水や食料を準備しておくということなのか。「準備等を行うよう呼びかける」という単純な字句だけでは、市民には具体的には伝わらないのではないかと思います。具体的にはどういうことなのか、教えていただければと思います。

（渡邊健康増進課長）

例えば、一人暮らしの方が新型コロナウイルスに感染して、外に買い物にも出られない状況があったと思います。市としては、そういった一人暮らしの方やお困りの方々に食品をお届けするような取組も行っていましたけれども、やはり平時から2～3日分程度の食べ物やお水を準備していただくこと。また、当時マスクがどこに行っても売り切れで、つけたくてもつけられない状況もあったと思いますので、マスクについても市民の方に平時から準備していただきたいと思います。

経済を止めないという点では、施設事業や訪問事業の方など、感染症に感染する恐れのある中で果敢に取り組んでいただいていたと思います。事業者の方々に关しましては、感染症が起こった時にどの事業を継続させてどの事業を取りやめるのか、全く機能しなくなるということではなくて、継続させるための事業継続計画をあらかじめ作っていただくということが、主な平時からの準備になると私は解釈しています。

（山本委員）

資料1の3ページ、1 実施体制について、「健康危機管理等の対策に携わる行政職の職員の育成等を行う」とありますが、どのような目的で、どのような方々の育成をするのでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

想定しておかないといけないという点では私たち健康増進課が1番その立場ですので、感染症が発生した時の初動の訓練も今後もちろん考えていかないといけないですし、知識の習得も必要だと思いますので、県などで研修会の企画がありますので、積極的に職員を参加させてスキルを高めて欲しいと思っています。

（久富委員）

一度新型コロナを経験して、市職員の皆さんが実際の経験をもとに色々なことが加わった計画になるのかなと思っていますが、資料2の8ページ、（7）感染症危機下の災害対応が少し気になりました。

コロナ禍のステイホームの時期には、流山市では幸運なことに災害は起きていなかったと思いますが、そのような時に避難所に大勢が避難しなければいけないとか、医療的ケア児や医療的ケアが必要な在宅で療養している方が、停電などしている中で避難所にどう避難できるのかということが、この6行ではわかりませんでした。大事なことで、書かれているのは良いと思うのですが、もう少し具体的に、市民の不安を払拭する内容になると良いと思いました。

（渡邊健康増進課長）

感染症と災害が同時に起こったらと思うと、私自身怖いです。ただ、そうした事態への備えのための計画で、計画に細かい事項までは載せられないのですが、この計画をもとに私たちがマニュアルも作っています。この計画の改定に基づいて、マニュアルの改定に及んでいくという予定でありますので、今のご意見についてはマニュアルにおいてどの職員でも対応できるようにということを目指していきたいと思います。

（平井委員）

資料1の3ページ、2 情報提供について、これは感染症危機の時の情報提供だと思うのですが、平時からの情報提供も重要だと思います。身近な人がコロナにかかると今もあるんだなと思い出しますが、今はマスクを着けていない人も多く、危機は通り過ぎてコロナが流行っていると思っていない人が多いように感じます。コロナ禍の時は、毎日感染者の人数が出ていました。そこまではいかなくても、ある程度の情報提供は必要だと思います。

平時の感染症対策として、基本的な感染予防は手洗い・うがい・マスクに尽きるというスタンダード・プリコーション（標準予防策）を50年前に習った記憶があり、そうした啓蒙活動も入ってくると良いと思います。

（渡邊健康増進課長）

法律上、２類相当に位置付けられていた新型コロナウイルスが５類に移行したことを受けて、政府も基本的にマスクの着用などの義務づけをはずし、各個人の予防に委ねられる形となったため、市として強制的にマスク着用を呼びかけることは難しい状況であります。以前は報告義務のある感染症であったため、毎日の新規感染者数などが公表されていましたが、現在はインフルエンザと同様に定点把握ということで、松戸保健所管内にいくつか把握に努める病院を定め、そこで発生した報告を受けて数値を出しています。週１で発表があり、先週の木曜日時点では、松戸保健所管内で新型コロナウイルスの感染者数が増加しています。市としては、絶えずというよりも、例えば来週はお盆があり、親しく会っていなかった親族とお会いしたり、ご高齢の方とお会いしたりする方もいらっしゃると思いますので、そういったタイミングを見てアナウンスや注意喚起を続けていきたいと思っています。「忘れてはいけない」ということをずっと伝えていけたら良いと考えています。

（平井委員）

「忘れてはいけない」ということが、今私たちには全然伝わっていないような気がするので、どうすれば伝わるのか、伝え方を考えていった方が良いと思います。

（中久木委員）

私の聞いている範囲で言いますと、先週辺りからインフルエンザも増えてきていて、それ以上に新型コロナウイルスはずっと減ってはいないので、うがいや手洗いは原則として常に必要だということと、感染というものに対する理解を市民にしっかり持っていただかないと広げてしまいます。まず感染弱者、高齢者や医療的ケア児・者、基礎疾患を持つ方などにいかに広げないようにするかが大事なことで、そうでない方たちは、コロナ禍と同じように対策をすとか、３７度程度の微熱であっても自ら外出を控えるといったことをしっかりとそれぞれがすることで、かなり減ってくるのではないかと期待が持てると思います。

（渡邊健康増進課長）

そのとおりだと思います。一人ひとりが感染させない努力をするということを、国の方針等で強制力がない中でどのようにアナウンスしていくかについては、課で色々考えたいと思います。

（石幡委員）

資料１の３ページ、１ 実施体制について、「健康危機管理等の対策に携わる行政職の職員の育成等を行う」とありますが、それ以前に、行政職の人員の確保は大丈夫ですか。今の人員でこのような問題等に十分に対応できるのかどうか確認したいと思います。不足している状況であれば、新規職員の採用や育成が必要だと思いますが、各市町村職員は入庁しても退職する割合が高いということも言われております。流山市はその点いかがでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

実施体制について、１番上の行に「全庁一体となった取組を推進」とありますが、感染症が発生しますと、保健部局だけでは対応が困難となります。そのため、全庁の中で、どの部分をどの課が担うかという各課の役割を明確にすることを計画でも示しています。健康増進課の職員だけが危機感を持てば良いということではなく、市民の命を守る立場として何かがあった時に率先して行動できる、全庁でそういう意識が高まると良いと思っています。人員が足りているかどうかについては私が把握できていない部分もあるかもしれませんが、課だけの対応でなく全庁的に対応する、また全庁的な職員の対応でなく委託という形で一部の業務をお願いできるのであれば、外部委託も活用しながら対応していくであろうと想定しています。

（石幡委員）

外部委託という話が出ましたが、具体的にはこういった業務を委託するのでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

コロナ禍の当初、市民からの相談に保健センター職員全員で対応していた経過があります。ただ、電話が鳴り止まない状況が続き、通常のや

らなくてはいけない業務も滞ってきていたため、相談業務については業務委託をして、相談ダイヤルを365日設置しました。市の職員がやらなくてはいけない部分については市の職員がしっかり取り組みますけれども、委託という形でできる部分については外注していくということで、ワクチン接種に関する予約のコールセンターや、集団接種会場の運営についても外部委託を行った経過があります。

（南委員）

事前質疑の資料1-1について、感染者情報の報道発表まで数日かかるとの回答をありがとうございました。その間の患者の行動の確認は県で対応することになると思いますが、県の発表に対して、市はどこまで対応できますか。また、例えば該当患者と市内で接触した人が判明した場合、その人に市の担当者が連絡することになるのでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

感染者に関する情報は県の情報なので、市でその情報を知り得ることはありません。ただ、感染時の対応として県の責務であっても、パルスオキシメーターの配布や、保健所による安否確認が困難な場合に流山市へ依頼があり、市の職員が行っていました。市としてはそういった協力になると想定しています。

（中野委員）

資料1の2ページ、3 DXの推進について、例えば個人情報であれば、氏名や住所を毎回あちこちに入力するのに手間がかかりますが、デジタル情報でもらえばそれは即解決し、必要な情報を追加入力すれば繋がっていくという形になると思います。それは情報処理の最も得意とするところで、それを毎回手作業でやっているようでは効率が悪いということになると思います。DXについては、言葉としては節々に出てきますが、実際にうまく繋がるようにやっていただきたいと思います。マイナンバーカードについては論議がありますが、番号は長すぎて誰も覚えられないと思うので、もし利用するとすればカードを使わなくてはいけない。ところがマイナンバーカードは、登録している人は8割くらいいるようですが、実際使用している人は、はっきりとした数字はわかりま

せんが3割程度と聞いています。個人情報だけでなく色々な情報について相手側とのフォーマットが合わないと思えずにいけないと思うので、平時からうまく流れるような形を作っていただきたいと思います。

（渡邊健康増進課長）

マイナンバーが普及してマイナ保険証との紐づけが全国的に一般的になれば、情報の共有のハードルが下がると思います。市の保険年金課でもアナウンスし続けていると思いますので、これからもマイナンバーの登録とマイナ保険証との紐づけについては皆様をお願いすることは継続していくと思います。

感染症に関するDX推進として、1番は予防接種事務のデジタル化を進めていきたいと思っています。予診票は今紙で書いて持って行っていると思うのですが、医療機関と市のシステムが繋がって情報が共有されれば、接種歴や当日の接種状況の内容も追うことができます。これは国も推進していて現在国で説明会が数多く開催されていますので、それを聞いて市でどのように進めていくか、また、市がシステムを入れても、医療機関でも足並みを揃えなくてはいけないので、医師会の先生方にもご相談をしないといけないという状況です。

（河原委員）

市が行う新型インフルエンザ等の重要な施策の一つとして、ワクチン接種があると思います。新型コロナウイルス感染症の場合は、注射の接種会場の確保や医師の配置も必要だと思うのですが、ワクチンも色々な種類のワクチンがあると思います。この計画は基本的には注射を前提としている気がするのですが、口から摂取するタイプの経口ワクチンが開発されたとすると、会場も必要ないし、もっと簡素にできるのではないかと思います。どんな症状が出るかはわかりませんが、別のタイプのワクチンについても追加して考えるということはいかがでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

感染症に迎え撃つためのワクチンという点では、注射か口で入れるかという差よりも、ワクチンを打って良い状況か、口に入れて良い状況かについて個人での判断が難しいと思います。注射針を使おうが経口であ

ろうが、医療機関で医師が問診等でその人の体調を確認した上で接種をするのが望ましいと思っています。基本的には医療機関での接種を考えていますが、医療機関がお近くにない方や色々な市民の方のご事情を考えまして、集団接種の機会を設けることも新型コロナウイルス感染症の時には行いました。ただ、今後どんな感染症が発生するかは未知のもので、発生した感染症の性質やどのような方に1番罹患させてはいけないのか、そういった状況によっても市として行う取組も変わってくると思いますが、基本的に私たちがやらなくてはいけないことは、情報発信や啓発、ワクチン接種になった時に希望される方がしっかり接種できる体制を構築するということなので、感染症によって検討は必要かと思いますが、基本的にはこの計画の内容で進められたらと思っています。

（萩原委員）

資料1の3～4ページ、各論7項目の概要が示されていますが、それぞれの項目をどの部署がどのように運営していくのか、どのように市民にお知らせするのかということが大事なことだと思います。計画の素案を見ましたが、この概要資料だけでは内容を十分に理解できていなかったということがわかりました。7項目をさらに具体化して、どんなことに協力して何をしていかないといけないのかということを市民も理解していかないと、市にすべてお任せ、他人にお任せではこの行動計画はうまくいかないと思います。次回は、7項目をもう少し具体化した内容を出していただけるのかという思いがあります。素案は、具体的にワクチンのことも記載されていて興味がありました。市が7項目の具体化をどのようにしていくのかを知りたいと思いました。

（渡邊健康増進課長）

計画の素案では、7項目の中でさらに準備期・初動期・対応期の段階に依じて書いてあるので、読み込まないとわからないというのはそのとおりだと思います。そういったことも踏まえて、要約した形で要点を記したものを資料1としてお配りしていますが、資料2の計画の素案には詳細に書いてあります。例えば市民の方にお問い合わせする部分については、資料2の13ページ（9）個人の部分に記していたり、12ページには社会福祉施設や一般の事業者の方への内容を記載していますので、

計画の素案の中でお示ししているという認識であります。

（萩原委員）

7項目の概要を読みながら素案を見ていたのですが、素案にはとても詳しく書いてあるので、そこまで踏み込んで説明すれば良いのではないかと思いました。

（鎌田会長）

委員の皆様には、資料2の計画の素案もご覧いただきたいと思います。先ほど、さらに詳しい資料が出るのかとおっしゃっていましたが、計画の他に行動マニュアルがあるようですが、マニュアルは私たちの資料としては出ないと聞いております。

（山本委員）

資料2の22ページ上部に、「要援護班」との記載がありますが、多くは「〇〇課」という表記だと思います。この言葉についてご説明いただきたいと思います。初動期に立ち上がる班なのか、もともとある班なのか。

（渡邊健康増進課長）

市の対策本部会議が立ち上がった後は「〇〇班」となりますが、対策本部会議が立ち上がる前の初動の段階で行うものについては課名で記載しています。

（山本委員）

資料2の22ページにある「要援護班」は、初動期に記載があると思うのですが、初動期でも班があるということですか。

（渡邊健康増進課長）

先ほど説明がきちんとできておりませんでした。基本的には対策本部会議が立ち上がったら班名となるのですが、立ち上がる前であってもすでに感染が拡がり始めているという状況では、項目によって、例えば市民の方への情報提供や共有については、市民への広報担当が秘書広報課

なので、課名を入れています。そこがわかりづらいのではないかと思います。ご意見だと思うので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。私たちとしては、対策本部会議が立ち上がる前にしっかり担当課を明確にすることで、あなたたちをお願いしたいというアピールでもあります。班となるといくつかの課が班に入っているので、その中でどこの課がやるのかという話になってしまう懸念があります。対策本部会議が立ち上がる前だけでも、この部分については担当課に通常業務と一緒にやってほしいということを明確にしたいという思いが入っています。

（久富委員）

資料2 素案の9ページから始まる「対策推進のための役割分担」についてです。災害時の避難では、自治会を含めた地域の役割が求められています。新型コロナウイルスを考えると、感染したことを近所に知られたくない方もいて、地域で何かするという事は難しいかもしれませんが、災害が起きた時には、遠くに行けないという方のために自治会館を使用して自主的に避難所を開設することも想定して、そのために私の自治会でも備蓄を行ったりしています。自治会の備蓄の中にマスクを入れておいた方がよいということも含めて、地域にも、感染症が発生する前の段階で、情報提供やこんな役割がありますよということを共有しておいた方がよいのではないかと思います。素案では、社会福祉施設等、登録事業所、一般の事業所の後一気に個人となって終わっていますが、災害が重ねて起きた時には、地域も何か役割を果たす時が来ると思うので、10番目として地域の役割の記載があっても良いかもしれないという提案です。

（渡邊健康増進課長）

地域についても入っていると良いと思う反面、計画の中で偏見や差別がないようにアナウンスしていくということも謳っていますが、新型コロナウイルスが流行していた当時のことを思い返すと、それでもなおということが想定される中で、どこまで地域の方々にお願いできるのか、今は思い浮かびません。今回計画を改定するにあたって県の計画なども参考にしていますが、地域に対するお願いまではありませんでした。私たちでどのようなものを想定できるかと考えると難しいですが、本当は

地域でお互いに声かけができたり地域の関わりが大切だと思います。計画に盛り込むかどうかは今日の段階ではお答えできませんが、大事なことだということは理解しています。

（福山委員）

新型コロナウイルスが流行していた時に、近所の家に防護服を着た人が入っていくのを見ました。何があったのかと聞くこともできず、一日中窓からその様子を見ていたのですが、その人は家に入る様子もなく、近くの公園の水道で流して、家と公園を行ったり来たりしていたので、どうしたのかなと思っていました。その時、沖縄に住んでいる友人から、「沖縄では、感染者が出るとその家にみんなで行って、どこで誰が感染したか調べる。そうしないと防げない」という話を聞いて驚きました。こちらは皆閉鎖的で、隣近所でもできるだけ荒立てないようにしていて、どちらが正しいのか、そっとしておく方が助け合いなのか、いまだにわかりません。

（渡邊健康増進課長）

孤立させてはいけないということはあると思います。もし一人で高熱を出して、誰にも頼れず食べる物もなかったらどうしようという不安に対して、市として何かしらの取組を考えますが、地域についても、細かく入れることは難しいですが、助け合いや声の掛け合い、差別のないように、ということは計画の中に入れたいと思いました。自治会の活動についても、統一させたり強制させたりすることは難しいですが、計画に盛り込むことで、それぞれがどう考えてどう動くか。市だけでなく、市民や地域の皆様も一緒に立ち向かっていくという姿勢が必要だと思います。おっしゃっていることは理解しました。

（福山委員）

救急車が来ると、昔は野次馬がたくさん出てきましたが、今は誰も外に出てきません。そっとしておいた方が良くはないかと思う反面、一人暮らしの方の家に救急車が来た場合、その後どうなったのか、助けが必要なことがあるのではないかと思います。出て行ったら近所の人にお節介や野次馬と思われるのではないかという不安もあって知らん顔を

していますが、私のところにも誰も助けに来てくれないんだな、病院や公の機関しか接してくれないんだなという寂しさがあります。

（鎌田会長）

お気持ちは大変よくわかります。市の姿勢として、プライバシーを尊重して個々人の対応を重視する方向にいくのか、沖縄のようにみんなが集まる地域をつくる方向にいくのかということは大きなことだと感じました。市でもこれから考えていくと思います。

（久富委員）

一人暮らしの方が新型インフルエンザ等に感染して孤立している場合、市の職員が訪問するのか、民生委員の方は特に動かないのか教えていただきたいと思います。民生委員の方々は、単身高齢者の状況や困りごとなど地域の情報をよくご存知だと思います。命に関わるので訪問するのも難しいと思うのですが、今までも民生委員の方が動くということはないのでしょうか。

（渡邊健康増進課長）

感染者の健康観察に関しては、県の責務となっています。市の職員は、例えば県の職員が何度電話をしても連絡がつかない場合に、見て来てほしいと県から依頼があって訪問することはあります。民生委員に感染状況を伝えて訪問をお願いすることは、新型コロナウイルスの時もなかったですし、今後新興感染症が発生した場合でも変わらないと考えています。

（小野寺委員）

資料2素案の14ページ、イの部分について、過去に新型コロナウイルスが流行した時に、障害者団体としてワクチンの集団接種を希望しました。その要望が受け入れられて実施されましたが、最初はスムーズには進みませんでした。この計画で、障害者団体や配慮が必要な方々に対して、スムーズに対応できるような対策をお願いしたいです。14ページのイの8行目にある「情報提供に当たっては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配

慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行うよう努める」という表現では、少し曖昧だと感じます。「他の市民と同等の情報提供が必要である」というような具体的な書き方にして、合理的配慮が義務化されたことにあわせて、情報が確実に行き渡るような配慮をしていただきたいと思います。

（渡邊健康増進課長）

集団接種を行う際にスムーズにできなかった点について、大変申し訳ありませんでした。そういった教訓も踏まえて、今後起こる新興感染症に臨みたいと思いますし、情報に差があってはいけないと思いますので、同じ内容をお届けできるように、しっかり考えていきたいと思います。

（福山委員）

私が1番興味を持ったのは、資料2素案の38ページ、2-3 遺体の火葬・安置についてです。流山市ではまだ一度もお葬式に参加したことがないので、火葬場がどこにあるのか状況がわかりませんが、火葬場は何個あるのでしょうか。他の市では、火葬まで2週間待つという話も聞きますが、1日待つと3万～4万円発生するので、金銭的にどうしようかと不安です。近隣から助けがあるのかどうか気になりました。

（渡邊健康増進課長）

流山市民の方が火葬を行う場所については、流山・柏・我孫子の3市が共同で運営しているウイングホール柏斎場があります。ウイングホール柏斎場の火葬能力を超えてしまった場合には、例えば松戸市民が利用する火葬場も含めて協力していくこと、火葬を待つ間遺体を安置する場所を確保することも必要になるということを記載しています。こうならないように、感染症のまん延をできるだけ予防して、経済が停止することも防ぎつつ感染症に立ち向かっていかなくはないということが、今回の行動計画の改定で記載されていると理解しています。

（福山委員）

実例では、1番長く火葬を待たされた人は何日くらい待ったか、おわかりですか。

（渡邊健康増進課長）

申し訳ありませんが、その情報は持っておりません。

（南委員）

資料２素案の３９ページ、３－１－７埋葬・火葬の特例等について、例えば医療機関から市の担当者へ新型インフルエンザで死亡したと連絡が入ると、市の担当者が市内または市外、県外の火葬場を手配することになるのでしょうか。その時に発生する費用はどのようなになるのでしょうか。市民の場合の火葬費用が６，０００円に対して、市外では１０倍以上の８万２，５８０円かかるということも聞きました。その時の費用はどうなるのか知りたいです。

（渡邊健康増進課長）

申し訳ございませんが、今お答えできる情報を持っておりません。基本的には自己負担が前提となっていると思いますが、ウイングホール柏斎場を利用できずに市外や県外で火葬を行う場合、通常よりも高額な費用がかかっているというお声を今いただきましたので、一度は議論をしないではいけないと思います。色々な問題がある中で、何を優先して予算を投じてやっていくのかということは、その時の状況を見ての判断になると思いますので、今の時点で助成金を設けるといようなことはお答えできない状況です。

（中委員）

資料２の素案を見ると、感染症に関する施設側の対応について協力依頼の記載があります。先ほど、感染時の避難場所についての意見も出ましたが、感染症が発生した場合には非常に難しいと感じています。高齢者の場合は感染すると命に関わるということもありますし、職員も感染区域と安全区域を分けて対応しつつ、その中で職員も感染するということもあります。新型コロナウイルスの時は、職員は感染する、クラスターは発生するという状況で、自分の施設だけで目一杯で、施設以外の人への面倒をみることはとてもできませんでした。行政から入所者へのケア継続に関する助言も受けましたが、施設の中の対応だけで目一杯という

状況でした。

（渡邊健康増進課長）

当時の切実な状況や思いが伝わりました。実際にそうってしまった場合には混乱すると思いますが、一度新型コロナウイルスを経験した私たちが次の感染症に立ち向かうためには、ある程度の心構えが必要だと思いますので、事業者様にもお願いしたいこととして記しています。それぞれの施設内での感染対策や、感染者が出た時には感染症予防指針に基づいた対応をお願いしたいということ、BCP（業務継続計画）に基づいた準備をお願いしますということがこの計画の考えになっています。よろしくをお願いします。

（中委員）

確かに、感染予防の指針に基づいてBCP（業務継続計画）を策定しています。先日、県の指導監査でもBCP（業務継続計画）に関する話がありましたが、計画を立てても実際はまだ見えていない部分が多くあり、県としても指導の方向性を模索している段階ということでした。実際に感染が拡大した場合には、経験のない中で計画通りに動くのは難しいと痛感しております。

資料1の2ページの2にあるように、以前は発生期で分けていたものを、準備期・初動期・対応期の3期に分けたということが、非常に大きなことだと思っています。特に準備期については、しっかり準備をしていれば感染も防止できると思います。準備期で1番大きいのはワクチンだと思いますし、市民へどのようにワクチンを接種していくかがポイントだと思いますので、重視して考えていただければと思います。

（久富委員）

高齢者施設等が利用者の方の感染予防など大変な中、災害が発生した場合の対応についても重要だと感じました。資料2素案の8ページ、(7)感染症危機下の災害対応について、感染症がまん延していない時には高齢者施設などが福祉避難所として想定されていると思いますが、感染症危機下で災害が起きた時には、リスクがとて高い人がいらっしゃる福祉施設で、避難者が来ることによってさらに感染のリスクが増えること

になってしまいます。そういう時には福祉避難所はどこに開設するのか、電源は確保できるのか。マニュアルを改定するということですが、福祉避難所が福祉施設で開設できない中でどうするのかということを想定したものを作っていただけると良いと思いました。

（伊原健康福祉部長）

今いただいたご意見は、おそらく1番難易度の高い対応方法を今から模索するということで、とても大事なことだと思います。ご指摘のとおり、福祉避難所として電源を確保している施設が特別養護老人ホームである時に、その施設の入所者を感染から守る必要がある中で、どのように福祉避難所として使わせていただくかということとはとても難しいです。実際、コロナ禍で地震はありませんでしたが、台風による風水害の危機が何度かありました。その時に、自宅療養中の方が土砂災害警戒区域にお住まいではないか、というシミュレーションは何度か行ったことがあります。非常に難しいことですが、起きたらどうするかということは、地域防災計画（災害編）と新型インフルエンザ等の感染症対策の複合災害として検討すべき課題だと思っていますので、考え始めていきたいと思っています。

一連のコロナ対策を踏まえて、今後何を見据えていくのかという計画です。経験したことを1から苦しむのではなく、1ミリでも2ミリでも経験を踏まえたところからスタートしたいというのが全員の思いですので、いただいたご意見をしっかり議論していきたいと思っています。

（鎌田会長）

冒頭でも申し上げましたが、次回の審議会では、答申に向けて文言を詰めていくことになると思いますので、ご意見がございましたら是非本日ご発言いただきたいと思います。

（中委員）

施設における感染症への対応のところで誤解していただきたくないのは、感染症に関する受け入れ体制については課題やリスクがあるという話をしましたが、自然災害については市と協定を締結して、受け入れ体制を十分にさせていただいております。また、当法人では、市からの協

力依頼に基づいて、人工呼吸器等の医療的ケアで電源が必要な方の受け入れについても協定を締結しており、24時間いつでも電源の供給が可能な蓄電池を設置していただいたりもしていますので、その点だけ誤解のないようにお願いいたします。

（伊原健康福祉部長）

自然災害だけという時には、万全の体制で市と協力していただいている関係にありまして、今後どう具体を詰めていくかという段階に入っています。そこに新興感染症が重なり、新興感染症と自然災害が同時に発生した時にどうするかということが、さらに難易度が高いという趣旨でお伝えしました。日ごろから大変お世話になっております。ありがとうございます。

（鎌田会長）

この計画は、実際に感染症が発生した場合に流山市が国や県の動向を見ながら対策を行っていくということと、市の役割としてワクチン接種を行うということが1番大きいと感じました。市としてはまん延の防止など大きなところに力を入れていくわけですが、委員の皆様の意見をお聞きすると、実際に感染したら治療がどうなるのか、生活していく上で食べ物が届くのか、一人で孤立するのではないかとといった実質的な不安についても考えていらっしゃるというお気持ちがよくわかりました。他にご意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとしたいと思います。

冒頭にもお伝えしたとおり、次回の審議会でもう一度審議をした後に答申となります。そのため、次回は答申に関する議論を中心に行いたいと思います。委員の皆様のご了解が得られましたら、本日の議論を踏まえ、私と中職務代理で事務局とも調整の上、答申案を作成し、委員の皆様に事前にお示ししたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。

<異議なし>

次回の審議会では、本日議論した「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について」の他に、令和9年度から始まる「第5期地域福祉計画」についても事務局から説明がある予定となっております。次回も引き続きよろしくお願いいたします。

（鎌田会長）

それでは、議題（２）その他について、事務局からお願いします。

（小西福祉政策係長）

次回、第２回の福祉施策審議会は、後日開催通知をお送りさせていただきますが、令和７年１０月９日（木）午後２時から、本日と同じく市役所第１庁舎４階 第１・第２委員会室で行います。お忙しいとは思いますが、ご出席いただきますようお願いいたします。資料につきましては、お手数ですが次回もお持ちいただきますようお願いいたします。事務局からは、以上です。

（鎌田会長）

それでは、以上で本日の議事は終了いたします。

事務局にお返しいたします。

（小西福祉政策係長）

以上をもちまして、令和７年度第１回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。